

【議案第 9 0 4 号】

仙塩広域都市計画道路の変更案に対する意見書の要旨及び仙台市の見解

意見書の要旨	仙台市の見解 (変更案に対する意見について見解を記載)
意見者 A	
<p>1 平成 23 年 1 月に公表された都市計画道路網の見直しを中止にしてほしい。理由を下記に列挙する。</p> <p>東日本大震災における道路のあり方を検証したうえで改めて道路網の見直しを行うべきである。</p> <p>見直し案等に対する意見・その他の募集については、地権者や住民にもれなく封書で知らせるべきである。 市民に分かりやすく説明をすることが大切であり、見直し案が結論であるような説明はやめてほしい。 都市計画道路の計画廃止は、今後の生活設計を改めなければならないことであり、長い間待たせておいて突然廃止と言われても困る。</p>	<p>本市では、下記の理由から、本変更案が妥当であること、また都市計画の変更手続きに瑕疵はないと判断しているため、手続きを進めるべきと考える。</p> <p>今回、都市計画道路網を見直しするにあたっては、4 つの視点（まちづくりの誘導、交通処理機能の確保、既存道路の利活用、事業の実現性）と地域の実情等から総合的に評価しており、その中で、緊急輸送道路に指定されている区間や救急医療機関につながる区間など、災害・緊急時対応の迅速化を支える道路についても評価項目に加えており、防災面を考慮した道路網の見直しとなっている。</p> <p>また、東日本大震災において、現在の幹線道路網は、津波被災地区を除き、長期間の通行止めや法面崩壊等の甚大な被害は殆ど無く、交通機能が概ね確保された。このことを踏まえると、平成 23 年 1 月に公表した「都市計画道路網の見直しによる『新たな幹線道路網』」は、将来の交通需要の面から必要な道路網であるとともに、防災の面からの機能をさらに強化するものと捉えている。</p> <p>、 、 今回の都市計画道路網の見直しは市内全域を対象にしており、影響を受ける市民の方が多数に上ることから、検討の段階から広く市民の方を対象にした意見聴取や説明が必要であると判断し、平成 20 年 11 月に「仙台市都市計画道路網見直し方針（案）」を公表した際には、市政だよりや仙台市ホームページで周知し、同年 11 月から 12 月まで実施したパブリックコメントでの意見を踏まえ、平成 21 年 3 月に「仙台市都市計画道路網見直し方針」を策定した。また、同見直し方針に基づき作成した「都市計画道路網の見直しによる『新たな幹線道路網（案）』」を平成 22 年 6 月に公表した際には、市政だよりや仙台市ホーム</p>

	<p>都市計画のあり方が「交通安全計画の中間案（平成 24 年度から平成 27 年度）」の中にも含まれているようであり，担当部署間の連絡を取り合えば，企画が重複することなくスムーズに進展できる。</p>	<p>ページ等で周知し，同年 6 月に開催した市民説明会や同年 6 月から 7 月まで実施したパブリックコメントでの意見を踏まえ，変更原案となる「都市計画道路網の見直しによる『新たな幹線道路網』」を平成 23 年 1 月に決定した。</p> <p>さらに，変更案の作成にあたっては，市政だよりや仙台市ホームページでの周知はもとより，地権者には直接案内したうえで，平成 24 年 1 月から 2 月に開催した変更原案についての説明会や，同年 3 月に開催した公聴会において意見を聴取するなど，都市計画法の趣旨に基づいた措置を講じたうえで本変更案を作成している。</p> <p>本市市民局が平成 24 年 6 月に公表した「交通安全計画の中間案」は，平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間における仙台市域の交通安全施策の大綱を定める計画の中間案であり，本市各部署等にも意見照会したうえでまとめられたものである。よって，今後推進すべき施策の中で挙げられている「都市計画道路等の整備を進めることで通過交通の排除や交通の効果的な分散を図り，道路の混雑や交通事故の防止を図る」ことについても，本市都市整備局が平成 23 年 1 月に決定した「都市計画道路網の見直しによる『新たな幹線道路網』」を前提に検討を行ったものであり，両企画が重複しているということはなく，整合が図られている。</p>
2	<p>【その他の意見】</p> <p>今回の意見を取り扱う窓口が交通政策課ではなく都市計画課になっていることについて丁寧に説明してほしい。</p> <p>都市計画審議会委員の方々にこの意見書原本を読んでいただき，地元の意見を聞いた方が良い。</p>	